

第2節 公益信託の事務処理について(依命通達)

〔通達文第1号〕

平成元年4月1日

(最終改正 平成19年9月28日)

本庁各課(室・所)長
主席行政監察員
行政史編さん室長
県民活動総合センター建設推進室長
主席福祉施設監査員
土木部の主席工事検査員

様

総務部長

公益信託の事務処理について(依命通達)

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成元年埼玉県規則第14号)が平成元年3月22日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、別紙のとおり公益信託事務処理要領を定め、公益信託事務のより一層の円滑適正な実施を図ることとなった。

したがって、今後、公益信託の引受け等の事務については、知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則によるほか、この要領により処理するよう命により通達する。

別紙

公益信託事務処理要領

(所管課)

第1条 知事の所管に属する公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託をいう。以下「信託」という。)に係る許可及び監督に関する事務は、当該信託の事業と密接な関連を有する事務を所掌する本庁の課、室又はセンター(本庁に連絡調整に関する事務を所掌する課

等のない地域機関で総務部長が指定するものを含む。以下「所管課」という。)において行うものとし、所管課が明らかでないときは、総務部長がこれを決定するものとする。

(審査基準)

第2条 信託に係る許可の基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき知事が定める審査基準のとおりとする。

(検査)

第3条 所管課の長は、信託の健全な運営に資するため、必要に応じて、その所管する信託の業務及び財産の状況について検査するものとする。この場合において、次に掲げる事項について特に留意し、適切な助言指導を行うものとする。

- (1) 信託行為に掲げる事務の実施が適切であるかどうか。
- (2) 信託報酬の額が適正であるかどうか。
- (3) 収支予算又は収支決算についての信託管理人の承認、財産目録の作成等の事務処理が適切であるかどうか。
- (4) 信託事務及び財産の状況が適切に公告されているかどうか。
- (5) 運営委員会等の構成員及び運営が適切であるかどうか。
- (6) 報告及び届出が確実に行われているかどうか。

(事前協議)

第4条 所管課の長は、信託に係る許可等の処分を行おうとするときは、あらかじめ、文書課長に協議しなければならない。

(管理台帳)

第5条 所管課の長は、別記様式による公益信託管理台帳を備え、常に整理しておかなければならない。

(回覧)

第6条 所管課の長は、次に掲げる届出又は報告があったときは、当該届出又は報告に係る書類を文書課長に回覧しなければならない。

- (1) 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（以下この条において「規則」という。）第3条の規定による財産移転の報告
- (2) 規則第7条の規定による信託の変更に係る届出
- (3) 規則第26条第1項の規定による公益信託変更等の届出

(4) 規則第29条第1項の規定による信託の終了の報告

(5) 規則第29条第2項の規定による信託の清算終了の報告

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月30日から施行する。

別記様式

		No.	
公益信託管理台帳			
名 称			
			年 月 日変更
事 務 所			
			年 月 日変更
目 的			
事 業			
引受の許可年月日及び番号並びに条件	年 月 日許可		第 号
	許可の条件		
所 管 課			
(甲 表)			—

信託財産	財産移転日		年 月 日	
	種類	価 格	登記・登録・公示年月日	証券番号・登録番号等
	計			
事業遂行のための財源	1 信託財産の運用収入 2 信託財産の取崩し			
信託事務年度	月 日から		月 日まで	
存続期間の有無及び存続期間	有 ・ 無 年 月 日から		年 月 日まで	
信託行為上の信託終了事由				
信託行為上の残余財産の帰属権利者				
委託者	住 所	TEL		TEL
	氏 名			
	職 業			
	摘 要			
受託者	住 所	TEL		TEL
	氏 名			
	職 業			
	摘 要			

			信託名	
信託管理人	住所	TEL	TEL	
	氏名			
	職業			
	摘要			
運営委員会等	定員	人	任期	年
	住所			
	氏名			
	職業	TEL		
検査役	住所	TEL	TEL	
	氏名			
	職業			
	摘要			
信託財産 管理者 (信託財産法人管理人)	住所	TEL	TEL	
	氏名			
	職業			
	摘要			

(乙 表)

—

信託の変更	年 月 日 許可(命令)			第 号
	変更の 内容			
	年 月 日 許可(命令)			第 号
	変更の 内容			
許可事項	許 可 申 請 事 項			許 可 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
請求事項	請 求 事 項			措 置 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
事業計画 及び収支 予算・ 事業の報告	事業計画・収支予算			事業概要報告・収支決算・財産目録
	年度	年 月 日	年度	年 月 日
	年度	年 月 日	年度	年 月 日
	年度	年 月 日	年度	年 月 日
	年度	年 月 日	年度	年 月 日
	年度	年 月 日	年度	年 月 日
	年度	年 月 日	年度	年 月 日
報 告 ・ 届出事項	報告・届出事項	報告・届出年月日	報告・届出事項	報告・届出年月日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日

		信託名	
信託終了年月日		年 月 日	
信託終了の事由			
残余財産	種 類	価 格	
	計		
残余財産の帰属者			
清算終了年月日		年 月 日	
備 考（当該信託の監督上特記すべき事項を記載すること。）			
(丙 表)			—